

岩倉市下水道用マンホール蓋のデザイン使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岩倉市下水道用マンホール蓋のデザイン（以下「デザイン」という。）の使用について必要な事項を定めるものとする。

(デザイン)

第2条 この要綱の対象とするデザインは、別図のとおりとする。

(権利)

第3条 デザインに関する一切の権利は、岩倉市（以下「市」という。）に帰属するものとする。

(使用承認の申請等)

第4条 デザインを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、岩倉市下水道用マンホール蓋のデザイン使用承認申請書（様式第1）に必要な書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 国、地方公共団体又は市が使用するとき。
- (2) 報道機関が報道の目的に使用するとき。
- (3) 個人が非営利の目的で情報発信をするために使用するとき。
- (4) その他市長が承認を要しないと認めたとき。

2 前項各号のいずれかに該当する場合においても、事前に市長に協議するものとする。

(使用の承認等)

第5条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査して承認又は不承認を決定し、岩倉市下水道用マンホール蓋のデザイン使用承認通知書（様式第2）又は岩倉市下水道用マンホール蓋のデザイン使用不承認通知書（様式第3）により、申請者に通知するものとする。この場合において、デザインの使用を承認するときは、市長は、必要な条件を付することができる。

2 市長は、デザインの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、承認しないものとする。

- (1) 法令若しくは公序良俗に反し、又はそのおそれがあるとき。
- (2) 特定の政治、思想若しくは宗教の活動に利用し、又はそのおそれがあるとき。

(3) 自己の商標、意匠等として独占的に使用し、又はそのおそれがあるとき。

(4) 市の品位を傷つけ、又はそのおそれがあるとき。

(5) その他市長が使用について不相当と認めたとき。

3 市長は、デザインの使用を承認した場合は、その承認の内容について岩倉市下水道用マンホール蓋のデザイン使用承認整理簿（様式第4）により整理しなければならない。

（承認内容の変更の申請）

第6条 前条第1項の規定による承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、承認された内容について変更しようとするときは、岩倉市下水道用マンホール蓋のデザイン使用変更承認申請書（様式第5）に必要な書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査して承認又は不承認を決定し、岩倉市下水道用マンホール蓋のデザイン使用変更承認通知書（様式第6）又は岩倉市下水道用マンホール蓋のデザイン使用変更不承認通知書（様式第7）により通知するものとする。

（使用上の遵守事項）

第7条 使用者は、デザインの使用について、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 承認を受けた内容の範囲内において使用すること。

(2) 定められた形状、色等に従って正しく使用するものとし、その一部のみを使用し、又は変形して使用しないこと。ただし、市長が必要と認めたときは、この限りでない。

（使用の報告）

第8条 使用者は、デザインを使用した物件（以下「物件」という。）を作成したときは、速やかに市長に岩倉市下水道用マンホール蓋のデザイン使用実績報告書（様式第8）及び物件の完成品を提出しなければならない。ただし、物件の提出が困難であるときは、その形状の分かる写真の提出をもって代えることができる。

（使用料）

第9条 デザインの使用料は、無料とする。

（権利設定等の禁止）

第10条 使用者は、デザインについて、知的財産に関する一切の権利を

新たに設定し、又は登録してはならない。

(使用承認の取消し等)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、岩倉市下水道用マンホール蓋のデザイン使用承認取消通知書（様式第9）により使用承認を取り消し、使用者に対し、物件の回収等の措置を命ずることができる。

- (1) 使用者がこの要綱の定める事項に違反したとき。
- (2) 使用者が使用承認に付した条件に違反したとき。
- (3) 申請書の内容に虚偽のあることが判明したとき。
- (4) その他市長が適当でないと判断したとき。

2 市長は、次に掲げるものについて、一切の責任を負わないものとする。

- (1) 前項の規定による使用承認の取消し及び物件の回収等並びにデザインの使用に関し、使用者に生じた損害又は損失
- (2) 使用者が、デザインの使用によって第三者に対して与えた損害又は損失

(事故及び苦情等の処理)

第12条 デザインの使用に際し、物件に関する事故及び苦情等が発生した場合は、使用者の責任において処理し、及び解決することとし、市長は、一切の責任を負わないものとする。

2 前項の処理に関し、市が費用を負担した場合は、その実費を使用者に請求できるものとする。

(使用の停止)

第13条 市長は、デザインの使用承認を受けないで使用している者又は使用しようとしている者に対し、その使用の停止を求めることができる。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年12月13日から施行する。

別図（第2条関係）



岩倉市のんぼり洗い桜
(グレースケール)



岩倉市のんぼり洗い桜
(カラー)